

所管部課		政策経営部 企画政策課		部長		神 山 尚	
件 名		東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 窓口の混雑緩和及び市民の利便性向上を目的として、コンビニ交付の行政サービスと同じ画面のタッチパネル型パソコンを設置し、請求書を記入することなく短時間で住民票の写し等を取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」（利用者操作端末機）を導入するため、規則の一部を改正するものである。 (2) 改正内容 第2条第1項において、手数料を徴収する事務のうち様式を用いる請求等について規定されている。利用者操作端末機による交付請求にあたっては、様式によらない旨を規定するため、同条第3項を改正する。 (3) 施行日 令和7年3月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。